

様式第4-②

令和5年10月1日以降の認定申請分から、新型コロナウイルス感染症の発生に起因するセーフティネット保障4号は、資金使途が借換（借換資金に追加融資資金を加えることは可）に限定されております。ご確認のうえ、以下にチェックをお願いいたします。

当該申請は既存融資の借換を目的とした申請です。

中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定による認定申請書

年 月 日

富士河口湖町長 殿

申請者
住 所
氏 名 印

私は、新型コロナウイルス感染症の発生に起因して、下記のとおり、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定に基づき認定されるようお願いいたします。

記

1 営業開始年月日 年 月 日

2 売上高等

(イ) 最近1か月間の売上高等

$\frac{C-A}{C} \times 100$ 減少率 % (実績)

A : 災害等の発生における最近1か月間の売上高等

円

B : Aの期間前2か月間の売上高等

円

C : 最近3か月間の売上高等の平均

$\frac{(A+B)}{3}$ 円

令和 年 月 日

申請のとおり、相違ないことを認定します。

(注) 本人認定書の有効期間：令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

富士河口湖町長 印

(留意事項)

- ① 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。
- ② 市町村長又は特別区長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込みを行うことが必要です。
- ③ 市町村長又は特別区長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申し込みを行うことが必要です。